

修学上の特別な配慮に関する申合せ

(趣旨)

第1条 本人の責に帰さない心身の健康上の不調を有する学生が授業の欠席（遅刻・早退を含む）において不利とならないよう、本学が行う修学上の特別な配慮（以下、「配慮」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 配慮とは、授業を欠席する場合に、以下を認めることを言う。

- (1) 心身の健康上の不調をやむを得ない事由として認定すること
- (2) 心身の健康上の不調の場合、科目担当者への事前連絡メールを免除すること
- (3) 当該授業を欠席した場合、公欠とすること

(対象)

第3条 配慮を受けることができる学生は、本学の学部・研究科に所属する正規学生とする。

(要件)

第4条 配慮を受けることができるのは、以下のいずれかを提出できる者とする。

- (1) 障害者手帳
- (2) 心身の健康上の不調を医師が証明した診断書
- (3) 本学学生相談室の臨床心理士が心身の不調を認めた面談記録

(期間)

第5条 配慮を受けることができる期間は手続きを行った年度に限る。必要な場合は次年度に改めて申請することとする。

(手続き)

第6条 配慮を受けるための手続きは、以下の通りとする。

- (1) 学科長（専攻長）および担任（指導教員）は、配慮が必要な学生と面談の上、教務課へ申請する。
- (2) 学科長（専攻長）は教務課とともに学生と面談し、配慮について説明する
- (3) 教務課は、配慮を受けるための要件を満たしていることを確認するため、第4条に定める書類を提出させる。
- (4) 教務課は、必要な書類を学長へ提出する。
- (5) 学長は、配慮が必要と認めた場合、これを許可する。

- (6) 教務課は、当該学生が許可を受けた場合、履修登録をしている科目担当者へ速やかに連絡する。
- (7) 科目担当者は、当該学生がこの制度を利用し欠席した場合、学習に関する指導を行う。
- (8) 学科長（専攻長）および担任（指導教員）は当該学生の状況を把握し、十分な指導を行う。

（配慮を受ける学生の責務）

第7条 配慮を受ける学生は、以下の責務を負う。

- (1) できる限り授業に出席する努力をしなければならない。
- (2) 科目担当者への事前連絡メールの送信ができる場合は行わなければならない。
- (3) 欠席した授業（回）に課題等がある場合、科目担当者が指示する課題等を速やかに提出・実施しなければならない。
- (4) 上記のほか、この制度を誠実に利用しなければならない。

（配慮の取り消し）

第8条 配慮を受ける要件を喪失した場合、配慮を取り消す。

2 配慮を不正に利用した場合、配慮を取り消す。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。